

## 規制シート(様式)

150199800990001

平成29年1月10日

規制の名称	登録美術品の管理	所管府省	文化庁
根拠法令等	美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成10年法律第99号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	文化財部美術学芸課長 萬谷宏之
規制目的	優れた美術品について登録制度を実施することで、美術館において適切な保管及び公開を促進することによって、国民の美術品を鑑賞する機会の拡大を図るもの。登録した美術品に関する各種情報を管理し、また、制度の趣旨に則して適切に公開がなされるよう、各種手続きを設けている。		
規制内容の概要	本制度において登録される美術品は、所有者の意思を前提として、申請に基づき登録をすることとなる。登録されれば、美術館における適切な保管・公開が可能になるとともに、個人の場合、相続税が発生すると、登録された美術品が、相続税の物納の第一位に繰り上がるという特例措置が適用されるというメリットがある。ただし、美術館において公開されることが必須の要件となっている。 そのためには、適切な保存・公開がなされる計画があるか、毀損なく保管・公開されているかを確認する必要がある、その確認がとれなければ登録を取消すことで法律上のメリットを消滅させる必要がある。 また、元の所有者が亡くなった場合、相続され新しい所有者になっても登録制度を続行するためには、相続した方(承継人)からの届け出によって所有者を確定することで、新しい所有者も物納制度の特例を受けられるというメリットを継続できる。	関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	—	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	本制度は、美術品の所有者の自発的な意思を前提とした申請に基づき、優れた美術品の登録を実施するとともに、登録を要件として個人の相続人に対する税法上の特例を適用することにより、美術館における美術品の適切な保管及び公開を促進する制度であることから、所有者による申請、美術館における保管及び公開に係る状況の届出、承継人からの相続に係る届出の手続きは必要最低限のものである。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		